

「和歌山県部落差別の解消の推進に  
関する条例」の一部改正（案）関係

人 権 局

## 「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の 一部改正（案）について

### 改正理由

#### ■部落差別の現状

- 部落差別は様々な取組により解消へと向かっているものの、今もなお個人への誹謗中傷、同和地区の問い合わせ、インターネット上への差別書き込みなどが存在しています。
- インターネットを利用した本県に關係する部落差別の書き込みの調査を行っており、調査により把握した部落差別の書き込みについては、プロバイダ等への削除依頼を行っています。しかしながら、削除されない書き込みもあります。

### 改正案

#### 「特定電気通信役務提供者の責務」を追加

- ◆県及び市町村が実施する施策への協力を求めます。
- ◆利用者が投稿した情報により部落差別が行われていることを確認した場合には、当該情報の削除など必要な取組を行うことを求めます。

#### 「部落差別への取組」へ以下の点を追加

- ◆市町村との適切な役割分担を踏まえ、インターネットを利用して部落差別を行った者に対して、部落差別を行わないよう促すとともに、当該情報を削除するように促します。これに従わない場合には、勧告を行います。
- ◆市町村に対しては、インターネットを利用して部落差別を行った者に対して、部落差別を行わないよう促すとともに、当該情報を削除するよう促すことを依頼します。

○市町村、県の機関から報告のあった部落差別事象(令和2年度)

【概要】

- ・令和2年度(10月末日時点)においては、部落差別に関して14件の報告があった。
- ・内訳は、差別発言が11件、差別表現が3件であった。

	月	内 容 (発生場所)
①	4	電話による差別発言(市町村)
②	4	電話による差別発言(市町村)
③	5	電話による差別発言(県)
④	5	入院患者による差別発言(県)
⑤	6	電話による差別発言(県)
⑥	6	電話による差別発言(市町村)
⑦	6	投書による差別表現(県)
⑧	7	ガードレールへの差別落書き(市町村)
⑨	7	電話による差別発言(県)
⑩	7	電話による差別発言(市町村)
⑪	8	電話による差別発言(県)
⑫	9	電話による差別発言(県)

※教育関係

	月	内 容 (発生場所)
①	4	はがきでの差別表現(県教育委員会)
②	8	電話による差別発言(県教育委員会)

○市町村、県の機関から報告のあった部落差別事象(令和元年度)

【概要】

- ・令和元年度においては、部落差別に関して17件の報告があった。
- ・内訳は、差別発言が12件、同和地区の問い合わせが3件、差別表現が2件。

	月	内 容 (発生場所)
①	5	図書館利用者による同和地区の問い合わせ(市町村)
②	5	同和問題による結婚差別事件(市町村)
③	6	電話による差別発言(市町村)
④	6	入院患者による差別発言(県)
⑤	7	電話による差別発言(県)
⑥	9	電話による差別発言(県)
⑦	11	フェイスブック等での不適切な画像掲載(市町村)
⑧	11	電話による差別発言(市町村)
⑨	11	電話による差別発言(県)
⑩	1	電話による同和地区の問い合わせ(県)
⑪	2	施設利用者による同和地区の問い合わせ(市町村)
⑫	3	電話による差別発言(県)

※教育関係

	月	内 容 (発生場所)
①	11	生徒による差別発言(市町村)
②	11	児童による差別発言(市町村)
③	11	生徒による差別発言(市町村)
④	11	児童による差別発言(市町村)
⑤	2	はがきによる差別表現(市町村)

●同和問題に関するモニタリングについて

【モニタリング】

- ・インターネット上の部落差別の書き込みを調査
- ・部落差別と特定した書き込みについては、県からプロバイダ等に削除依頼を実施

【モニタリング結果】

■令和2年度

R2.10月末

	確認レス件数		差別書込レスの態様分類			削除依頼 件数	うち 削除件数
		うち 差別書込件数	①差別用語	②誹謗中傷	③差別助長		
掲示板	66,985	287	63	80	120	287	27
SNS	83	24	2	15	7	24	2
ブログ	7	0	0	0	0	0	0
合計	67,075	311	65	95	127	311	29

■令和元年度

	確認レス件数		差別書込レスの態様分類			削除依頼 件数	うち 削除件数
		うち 差別書込件数	①差別用語	②誹謗中傷	③差別助長		
掲示板	195,283	294	67	105	129	294	34
SNS	172	68	2	15	53	68	49
合計	195,455	362	69	120	182	362	83

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正（案）  
に対する意見結果とそれに対する県の考え方

【募集期間】 令和2年10月17日（土）から令和2年11月16日（月）12時00分まで

【募集結果】 2名5件

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子案では、インターネット上への差別書き込みがあるといった全国の様子が記載されているが、和歌山県の現状が記載されていないため、県として条例を必要とする理由が分からない。</li> <li>・また、和歌山県では、人権尊重の社会づくり条例が制定されているにも関わらず、本条例を必要とする理由が分からない。</li> </ul>	<p>本県においては、これまでも同和問題の解決を県政の重要な柱として、様々な施策に取り組んできた結果、同和問題は解決へと向かっています。しかしながら、インターネット上に、本県に關係する同和地区を忌避する書き込みなどの部落差別が発生しています。</p> <p>このことから、本県としては、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現していくためにも、条例は必要であると考えています。</p>
2	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の改正は、規制を強化することにより、部落差別が解消されるという立場に立っている。</li> <li>・当該規制を行使する際には、部落の特定が不可欠となる。これにより、行政が部落を新たに作り出すとともに、部落民という属性を固定化永久化することになる。</li> </ul>	<p>本条例は、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、御意見のようなことはありません。</p>
3	全般	<p>現行条例でも、プロバイダに対する削除依頼は可能であると思われる。そのため、将来一層強力な手段を講じていくことを意思表示しているように思われ、条例を改正する必要はない。</p>	<p>インターネットを利用した本県に關係する部落差別の書き込みの調査を行っており、調査により把握した部落差別の書き込みについては、プロバイダ等に対する削除依頼を行っていますが、削除されない書き込みもあります。そのため、県では、インターネットを利用した部落差別の解消をより推進していくためにも、条例の改正をする必要があると考えています。</p>
4	特定電気通信役務提供者の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部落差別に係る定義がない状況の中で、削除等の依頼を受けたとしても特定電気通信役務提供者は、発信者における表現の自由やその他の意見等との均衡を損なうおそれがあると思われる。</li> <li>・今回の改正は、差別解消の実効性に繋がらないため、より検討を行うべきであると考えている。</li> </ul>	<p>部落差別とは、部落差別の解消の推進に關する法律で規定する部落差別であり、特定電気通信役務提供者が、自身が提供するインターネット上で部落差別が行われていることを確認した場合には削除いただくことを考えています。</p>
5	その他（県民意見募集の手続き）	<p>条例施行後に今回の改正を必要とするようになった具体的な立法事実が明らかにされていない。そのため、このようなパブリックコメントのやり方では、県民の意見をきちんと聴取することができていない。</p>	<p>改正案の骨子において改正する理由を明らかにして、県民からの意見を広く募集しています。</p>

# 人権チェックリスト



令和2年

3月号

## 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例を施行しました

和歌山県では、様々な取組を行ってきた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、結婚などに際して同和地区かどうかを問い合わせる行為や、インターネット上に誹謗中傷や同和地区を忌避する書き込みなどの部落差別が発生しています。このような状況を踏まえ、部落差別のない社会の実現を目指し、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を令和2年3月24日に施行しました。

### 基本理念

- ・部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってははいけません。
- ・行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消に取り組みましょう。

### 部落差別の禁止

- ・インターネットを利用した差別を行ってははいけません。
- ・結婚及び就職に際しての身元の調査による部落差別を行ってははいけません。
- ・個人への誹謗中傷など、その他あらゆる行為による部落差別を行ってははいけません。

### 県の取組

- ・部落差別の解消のための教育及び啓発や相談体制の充実に取り組みます。
- ・市町村と連携し、部落差別を行った人に対し、説示及び促しを行います。また従わない場合には、勧告します。
- ・部落差別の解消のための必要な調査を実施します。

### 県民及び事業者の皆さんへのお願い

- ・県民の皆さんは、率先して部落差別の解消のための取組をお願いします。
- ・事業者の皆さんは、従業員の人権意識の高揚を図るための研修等の実施をお願いします。
- ・行政が行う講演会や研修会、啓発活動に積極的に参加をお願いします。

### チェック

部落差別は許されないものであるといった認識のもと、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現しましょう。

条例についてのお問い合わせは

人権政策課まで ☎073-441-2563

内容についてのお問い合わせは

人権施策推進課まで ☎073-441-2566

同和問題（部落差別）の相談窓口

・人権ホットライン ☎073-421-7830

・県人権政策課 ☎073-441-2563

・各振興局総務県民課でも実施





# 人権チェックリスト

令和2年

11月号

☆11月は「同和運動推進月間」

☆11月11日から12月10日は「人権を考える強調月間」です

## 部落差別のない社会の実現を目指して

和歌山県では、これまでも様々な施策に取り組んできた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、部落差別は発生しています。

たとえば…

- ・結婚及び就職に際して、同和地区や同和関係者かどうかを調べる
- ・不動産の購入時、行政機関等に同和地区の所在地を問い合わせる
- ・インターネット上に、誹謗中傷や同和地区を忌避する内容を書き込む



これらの行為は部落差別にあたります

部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってははいけません

### 県の取組

県では、部落差別のない社会の実現を目指して『和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例』を令和2年3月24日から施行しています。

国、市町村、県民、事業者、関係機関等と連携を図りながら、部落差別解消のための施策を推進します。

#### 教育及び啓発

- ・研修会・講演会の開催
- ・啓発資料の作成

#### 差別事象への対応

- ・部落差別を行わないよう指導
- ・県の指導に従わない場合は勧告

#### 相談体制の充実

- ・部落差別に関する相談への対応

#### 実態の把握

- ・インターネット上の部落差別に関する書き込みの把握と削除要請

### チェック

同和問題について正しく理解し、部落差別の解消に取り組みましょう。  
 行政が開催する研修会や講演会等へのご参加をお願いします。  
 また、事業者の皆さんは、自社の従業員への研修をお願いします。  
 部落差別は許されないものであるという認識のもと、全ての県民の  
 人権が尊重される豊かな明るい社会を実現しましょう。



☆テレビ番組「きのくに21」（テレビ和歌山）

【テーマ】「人権について考えよう」

【日時】 令和2年11月22日（日） 9：30～10：00

【再放送】 同日 18：00～18：30

内容についての問い合わせは県人権施策推進課まで

☎ 073-441-2566 FAX：073-433-4540

